

指定管理者候補者の決定について

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで長崎市高島ふれあい海岸高島海水浴場及び長崎市高島ふれあい海岸高島ふれあいキャンプ場の管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

1 施設の名称 長崎市高島ふれあい海岸高島海水浴場

長崎市高島ふれあい海岸高島ふれあいキャンプ場

2 指定管理者候補者の名称 高島振興協同組合

3 指定管理者の候補者として決定した理由
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

当該施設は、高島地区の地域活性化を担う主要なレジャー施設であり、地域との連携が特に求められる施設である。

高島振興協同組合は、高島地区の振興及び発展を目的として地域住民により組織・設立された団体であり、当該団体に管理を任せることにより、同地区の事業者間の連携などによる施設の有効活用や集客が期待され、地域経済の活性化や交流人口の拡大に寄与するものと考えられる。

また、高島地区は離島及び過疎地域であることから、地域振興や地元雇用に対する配慮が必要であり、地域団体である高島振興協同組合に管理を行わせることが適当であると考えられる。